

KNB サッカースクール条項

P 1

第一条 {名称}

本サッカースクールは（以降スクール）は名称をKNBサッカースクールと称する

第二条 {所在地}

本スクールは川西市大和東5丁目51-9に拠点を置き

川西市、猪名川町、もしくは隣接地域のグラウンドもしくは体育館を活動拠点とする

第三条 {目的}

本スクールは専任コーチ制による一貫性ある指導を行い真のスポーツマンとしてのサッカー選手並びにフットサル選手を育成するとともにサッカー及びフットサルを通じてスポーツの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り川西市内及び猪名川町、能勢町・豊能町等隣接地域スポーツ振興に寄与及び地域社会に貢献することを目的とする

第四条 {入会資格}

入会できる者は下記の各条項にあげる条文に適合する者とする

- ① 本人及び法定代理人（親権者又は後見人）が本スクールの目的に賛同し、かつ本規約その他本スクールの諸規則を遵守する旨を制約すること、スポーツを行うに健康状態であること

第五条 {入会手続き}

入会申込書を提出の上、入会金、翌月分会費を納入しなければならない

第六条 {入会金・年会費及び月会費}

本スクールの会員はクラブの運営に必要な会費を納めるものとする

- ① 入会金、¥5000（消費税別途） 現段階では消費税は不要
上記入会金（入会時のみとし初年度年会費含む）但し4月1日付～3月31日とし途中入会者は次年度の4月1日付で年会費¥2500は必要となります（スポーツ保険等に充当）
- ② 年会費（次年度より） ¥2500とする（スポーツ保険等に充当）
- ③ 月会費・小学生 ¥4500
- ④ 幼稚園以下 ¥4000
- ⑤ 兄弟及び姉妹等の入会者については2人目入会後からは月会費は合計額より¥1000引きとする
- ⑥ 交通費・移動にかかる費用は会員負担とする
- ⑦ 小学生及び幼稚園生以下についてのスポーツ保険は年会費に含まれる
- ⑧ 地域サッカー協会加入との競合の為、現時点では平日活動とし公式戦には参加しませんが近い将来会員増員時にはスポーツ少年団もしくはスポーツ21に加盟しサッカーチーム又はフットサルチームとして展開を視野に入れての活動を旨とする。
- ⑨ チームユニフォームにつきましては別途入会時に注文してください
上のみ2色各1枚ずつ計2枚(2着¥3400)白ストッキング、白パンは各自購入

第七条 {年会費・月会費について}

- ① 年会費は入会申し込みと同時に納入していただきます
- ② 月会費翌月分を前月の25日～末日の間、もしくは第一週活動時に活動場所へ持参もしくは口座一欄参照へ振込とする、但し振込時の手数料は会員負担とする
- ③ 会費は納入に際し一括納入する事が出来る（半年分前納・一年分前納）
*上記二種類割引き減免適用（半年分前納¥2000、一年分前納¥4000の減免割引き）
- ④一旦納入したる年会費及び月会費は理由いかんを問わず返還はいたしません
但し本スクールがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合はその限りではない
*上記事由により金額を返金時は諸々手数料を控除した金額を返金する
退会を希望する会員は退会希望日の属する月まで月会費を納入しなければならない
- ④ 年会費及び月会費を金額を変更する場合は3ヶ月前までに予告するものとする
- ⑤ 年会費はいかなる場合においても返納は致しません

第八条 {会費の滞納}

スクール会員が会費の納入を怠った場合、本スクールはその会員に対する指導を停止し又はそのスクール会員を退会させることができる、但し事前に本スクールに承認を得ている場合はその限りではない

第九条 {休会条件}

休会する場合は以下の各条項にあげる手続きを行わなければならない

- ① 規定の休会届に必要な事項を記入し提出する、もしくは本スクール代表者の上田 弘文口頭承認でも可とする
- ② 年度内に於いて休会期間は90日を限度としスクール在籍中は月会費半額を納めるものとする。但し90日を超える場合は月会費を徴収します、尚90日を超える場合に於いても例外を認める場合もある

第十条 {退会条件}

本スクール会員と保護者の意思を確認した場合に退会を認める

- ① 退会届
個人的な事情により退会される場合は事務局・上田まで退会届を提出又は口頭でも可とする
- ② 退会日
退会日は事務局への退会届、又は代表者の上田が口頭にて了承した日をもって退会とする

活動日時は基本的に毎週火曜日 17時00分より 19時00分とする

体育館（場所は川西市民体育館もしくは豊能町スポーツセンターシートス他体育館）にての活動とします。練習場所等はメールにて前もって連絡とする、又はホームページ活用

＊近い将来に於いて会員増員時はスポーツ少年団加盟を視野に入れ少年サッカーの団体登録又はフットサル登録をし、川西市・猪名川町・能勢町・豊能町・その他においてスクールバスを運行予定し指導者も増員する

近い将来において練習は週 5 日制(予定)とし曜日重複を推奨します

月会費はその時点において決定とする。

第十二条 {地域サッカー少年クラブチームとの競合}

本スクールは現時点に於いて日本サッカー協会への登録はせず（スポーツ少年団登録は予定）サッカーについて個人の技術向上を目的とするため、地チームとの制限は有りません。競合する子供達も受け入れ歓迎です。

第十三条 {遵守事項}

- ① 本規約及び本スクールの諸規約を遵守すること
- ② 本スクールの指導方針及び各指導者（コーチ）の指示に従う事

第十四条 {スポーツ保険}

- ① 本会員は入会と同時にスポーツ保険に加入しなければならない
- ② スポーツ保険は年会費に含まれており手続きなどは入会日の翌日に本スクール事務局が一括して代行します

第十五条 {禁止事項}

- ① 本スクールの内部事情を第三者に開示すること
- ② 本スクールの秩序、風紀を乱す行為
- ③ その他本スクールの名誉又は利益を害する行為

第十六条 {負傷時の処置}

- ① 本スクール会員が活動中に負傷した場合は、本スクールが応急処置を取る
- ② 前項の応急処置の治療ないし療養に要する費用は保険充当できる場合が大半ですが、費用はすべてスクール会員の負担とする、但し規定の範囲内に於いて第十四条のスポーツ保険で給付を受ける事が出来る（必要書類は事務局にて補助提出可）

本スクール会員が活動中に負傷した場合は本スクールに通知を行う

[電話でも可]

- 1) 本スクール会員が次の事項いづれかに該当した場合は直ちに除名することができる
 - ① 本規約に違反した場合
 - ② 刑罰法規に接触する行為を行った場合
 - ③ 会費を3ヶ月以上怠った場合
 - ④ 事前の届無く1ヶ月以上にわたり活動への参加を怠った場合

第十八条 {閉鎖}

本スクールは社会情勢の変化、其の他本スクールの継続を困難とする事由が生じた場合には、3ヶ月前に予告する事により無条件に閉鎖することができる・

但し天災地変其の他不可抗力により本スクールの継続が不可能となった時は、予告せずに直ちに閉鎖することができる

第十九条 {事故の責任}

スクール会員は本スクールにおける活動及びグラウンド、体育館等の利用に際し、コーチ及びグラウンド責任者の指示及びスクールの諸規則に従って行動しなければならない盗難、傷害其の他の事故が発生しても、本スクール及びコーチ等に対し何ら損害賠償を請求できないものとする

第二十条 {改正及び細則}

本スクールは必要に応じ随時本規約を改正するとともに、本規約に定めない事項については細則を定めることができる

第二十一条 {施行}

本規約は平成19年より施行する

その他疑問点、質問は上田までいつでもしてください

第二十二条 {体験}

本スクール連絡後随時体験入会可

体験入会はその都度話し合いにて期間決定し最長1カ月とする

KNB サッカースクール 代表指導者 上田 弘文

KNB サッカースクールホームページアドレス

<http://kawanishi-soccer.com>

<振込銀行は下記>

金融機関指定口座

池田銀行 畦野 支店

普通預金

口座名 KNB サッカースクール

上田 弘文

口座番号 23688

KNB サッカースクール事務局

川西市大和東5丁目51-9

上田 弘文

FAX・・・072-795-2902 (FAX専用)

携 帯・・・090-3269-8088

携帯アド <h.soccer.kfa@docomo.ne.jp>

Eメール <hokusetu-kfa@jttk.zaq.ne.jp>